

全紹協広報

マネキン

2025・新春号 No.117



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

目次

新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長	小金井 敬	1
新年のご挨拶	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課長	中嶋 章浩	2
新年のご挨拶	厚生労働省 雇用政策課 民間人材サービス推進室長	吉村 賢敏	3
年頭のごあいさつ	公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 会長	紀陸 孝	4
新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事	小野 俊一	5
新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事	小林 克巳	5
[厚労省ニュース] 紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります			6
[厚労省ニュース] 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されました			8
[厚労省ニュース] 経過措置期間は2025年3月31日までです			10
[厚労省ニュース] 令和6年度 地域別最低賃金 答申状況			11
令和6年度 従事者研修会 実施報告	関西連絡会 会長 牧野 伸男 関東連絡会 会長 吉備 義和 東海連絡会 株式会社 協和ビジネス 大橋 いつ代 九州連絡会 株式会社 西日本キャロット 松尾 彩香		12
令和6年度 販売技術促進講座 実施報告	関西連絡会 会長 牧野 伸男 九州連絡会 株式会社 西日本キャロット 龍 留美 関東連絡会 会長 吉備 義和		14
2025年度 全紹協求人サイト 新料金PLAN			16
全紹協求人サイト 外販のご案内			17
令和6年度意見交換会の実施報告	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 副会長	牧野 伸男	18
意見交換会に参加して	株式会社 日星 近藤 法明 パーソナル札幌 株式会社 平野 理佳子 株式会社 白百合 松尾 幸司 株式会社 恵友トータルサポート 村山 千恵子 有限会社 石丸 中島 大輔		19
マネキン紹介事業に役立つQ&A			20
事務局だより			21

新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
会長 小金井 敬



会員の皆さま、新年あけましておめでとうございます。

昨年を振り返りますと、能登半島地震、記録的な猛暑、台風による甚大な被害、南海トラフ地震臨時情報の発表等、これまで以上に自然の厳しさを実感する2024年でありました。そして、日本の政界では石破内閣発足、アメリカの大統領選挙ではトランプ氏の圧勝等、大きな動きがありました。人材業界もまた色々な動きがありました。外国人観光客の増加による小売店・百貨店の売上増により街中で活気を感じます。最重要課題として取り組んできた「賃金アップ」の取り組みも順調に進んでいます。今年も引き続き求人企業に働きかけていきたいと思っております。

昨今の人材業界のトレンドを考察すると、特に「副業」「スポットワーク」「高齢者」この3つに注力しなければいけないと考えています。スポットワーク市場に大手人材企業が参入し働き方の一つとして認識されましたが、マイナス面だけではなく人材紹介業にとってプラスの要素も多く感じます。マネキン業界は大手企業の参入によるリスクが懸念される半面、短期単発の概念を求人企業・求職者共に伝えやすくなったと思います。「副業」も珍しい事ではなくなり、単発のダブルワーク希望者の取り込みもしやすくなるかもしれません。また、マネキン業界では登録スタッフの高齢化が課題でしたが、逆にこれを課題とは思わずにマッチングしやすくなる好機と捉えていきたいと思っております。学生や高齢者、副収入を得たい求職者にも対応出来る案件を多く取り揃え、世帯年収アップに貢献できるよう更に邁進していきましょう。

昨年11月に京都で開催された意見交換会では会員各社が活発に情報交換をしました。マネキンさんに良いお仕事を紹介できるよう、賃金アップや、販売技術促進講座の内容の検討、紹介所の事務作業効率アップのための方策など、活発な意見交換ができました。本年度も多くの紹介所に参加していただき、情報交換をしていきましょう。

全紹協の活動としては、今年も公益社団法人として作成した事業計画を各地に赴いて実施していきます。マネキンさんへの教育研修・スキルアップ研修、Webを使用した研修も回数を重ねる毎に充実した内容になっています。リモート受講でもマネキンさんに満足していただける内容なので、更に多くのマネキンさんに受講していただけるようにご協力をお願いいたします。従事者研修会は、従事者が各企業の「顔」としてレベルアップしていける事を目的としていますので、こちらも多くの参加をお願いいたします。毎年法改正がありますので、情報の発信を行うことを協会の役割と意識してまいります。引き続き「職業紹介事業者の自主点検ツール」を活用して、それぞれが正しく職業紹介事業を行えているかどうかのセルフチェックも実践していきましょう。

不安や悩みを一社で抱えずに協会員同士が話し合って意見し合えるような全紹協にしていく事を目標に、引き続き進めていきたいと思っております。

新しい年が更に良い年になるよう祈念いたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



厚生労働省 職業安定局
需給調整事業課長 中嶋 章浩

新年を迎えまして、謹んでお慶びを申し上げます。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、職業紹介事業の運営に多大なるご協力とご支援を賜っておりますこと、また、職業安定法をはじめとする労働関係諸法令の遵守にご協力いただいておりますことにつきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、改めて周知をさせていただきたい制度改正内容等について、述べさせていただきます。

職業紹介事業者の皆様におかれては、1月以降、求職者への金銭等提供の禁止や就職後2年間の転職勧奨の禁止が許可条件となります。さらに改正職業安定法施行規則及び職業安定法に基づく改正指針により、4月以降、徴収した紹介手数料の実績を「人材サービス総合サイト」に掲載いただくこととなります。また、既に、求人者から求人の申込みがあった際には、取り扱い職種の範囲や手数料に関する事項等を明示することが義務となっておりますが、今後新たに、違約金に関する定めについて、求人者に誤解が生じないように分かりやすく明示しなければなりません。

また、制度改正ではありませんが、いわゆる「闇バイト」とよばれる「犯罪実行者の募集」への対応にかかり、皆様におかれましては、求人掲載前に、業務の内容等の確認を十分に行い、不審な点がある場合には、掲載拒否や保留等の対応をするとともに、掲載後も点検を実施し、「犯罪実行者の募集」など違法・有害な募集情報を発見した場合には、直ちに削除等の措置を取った上で、警察や都道府県労働局に通報をお願いします。

これに関して、職業安定法上、皆様が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、求人者の氏名または名称、住所、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金（6情報）の表示が必要となります。皆さまが求職者からの照会を受けた場合に、求人者の氏名・名称等を当該求職者に回答することを照会先を付して求人等に関する情報とともに示す場合には、この限りではありませんが、広告等により求人等に関する情報を提供する場合には、この6情報が必ず表示されるよう、徹底をお願いいたします。

最後に、ICTの発展とともに、職業紹介事業のあり方も変化の中にあります。サービスへの入口はオンラインであっても、求職者の生の声を聞くと、きめ細かな面接指導やフォローアップ、個々の職場情報の提供、働き方の制約を踏まえた求人側への働きかけなど、人を介した丁寧なサービス提供こそが高く評価されております。この点は、職業紹介事業が生み出す普遍的な価値であろうと思います。引き続き、皆様が、労働市場の需給調整機能の一翼を担い、求人者・求職者双方のニーズを満たし、経済・社会の発展に寄与されることを期待しております。最後に、全紹協並びに協会会員の皆様のご発展とご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

厚生労働省 雇用政策課
民間人材サービス推進室長 **吉村 賢敏**



新年を迎えまして、謹んでお慶びを申し上げます。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、職業紹介事業の運営に多大なるご協力とご支援を賜っておりますこと、また、職業安定法をはじめとする労働関係諸法令の遵守にご協力いただいておりますことにつきまして、厚くお礼申し上げます。

また、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、ネット・SNSなどのコミュニケーションツールの活用や、ネット販売の拡大に伴うスキルの向上などにも取り組まれており、意欲的に工夫をする姿勢を心強く感じております。

職業安定行政におきましては、昨年は、1月の能登半島地震の発災以降、経済上の理由により事業活動を縮小した事業主を対象として各種助成金の特例措置を講じてきました。また、9月に発生した能登地域における豪雨災害も踏まえ、在籍型出向の支援策や雇用調整助成金の特例措置を講じることが決まりました。引き続き、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立を図ってまいります。あわせて、地震による休業を失業とみなして基本手当を支給する雇用保険の特例措置について、昨年12月までの適用期限を本年6月末までに延長しました。

また、直近（令和6年10月）の雇用情勢につきましては、有効求人倍率は1.25倍、完全失業率は2.5%であり、「現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移しており、緩やかに持ち直している。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と基調判断しているところです。

こうした中、昨年11月にとりまとめられた総合経済対策においては、キャリアコンサルタントがキャリアアップを目指す労働者の相談に応じるための官民の求人情報の集約・提供、ハローワークの機能強化、高齢者の更なる活躍促進に向けた環境整備等の施策を盛り込んでおります。全ての方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択でき、安心して働くことができる社会を実現するため、全力で取り組んでまいります。

また、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、これまで、需要に対応する形で、取引先を電気、アパレル中心から、食品関係など新たな分野を開拓し、従事者教育を図りながらそれらの職種に対応できる求職者を確保してこられたと聞いており、こうした取組がこの分野の労働市場の活性化・強化にも繋がるものと考えております。

最後に、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、日本の伝統的職種であるマネキン紹介の火を絶やさず、日々ご尽力されていることに改めて敬意を申し上げますとともに、日本のおもてなしの心と技を体現するこの伝統的職種への紹介を引き続きより一層、発揮いただきますようお願い申し上げます。

本年が貴協会並びに会員の皆様にとって良い年になりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
会長 紀陸 孝



明けましておめでとうございます。

本年は、阪神淡路大震災から30年の節目、万博の年でもあります。IRを含め、関西のみならずわが国経済の活性化に弾みがつく年にと期待いたします。この大阪関西万博は、生命科学やデジタル技術等の急速な発達を踏まえて、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとしています。

最近、このデジタル技術、特にSNSの社会へのインパクトを身近に感じるが多くなりました。

SNSや動画サイトは、新聞やテレビなど従来のマスメディアほどには制約が少なく、選挙等の民意形成において、情報源としての影響力が格段に強くなりました。その一方で、SNSによる誹謗中傷や偽情報の拡散によって公正な判断が損なわれる懸念も指摘されています。

職業紹介事業者もSNS等デジタル技術の利用が活発ですが、紹介事業にとっては、求人・求職情報が正確かつ新しいものであることが必須の生命線といって過言ではないでしょう。本年4月から紹介手数料の実績を人材サービス総合サイトに掲載することが職業紹介事業者に義務付けられますが、こうした情報を含め、求人票や求職票、履歴書等に記載されている情報を鵜呑みにせず、裏付け確認を地道に行う姿勢が必要と存じます。

貴協会は、昭和の初め、時代の先端を行く新たな販促の職業として誕生したマネキンの紹介事業所を束ね発足した歴史と伝統のある公益法人であり、貴協会が求人求職情報の生命線を誠実に保ちつつ、デジタル技術を活用した求職者の育成研修や会員との情報共有に真剣に取り組まれているご努力に敬意を表する次第です。

なお民紹協としては、今年度、職業情報の的確な把握とともに職業相談の重要性が高まっているところから、厚生労働省委託事業「民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティングの実態把握・課題整理」を進めております。また、偏見なく外国人材を適切に受け入れていただくため、厚生労働省委託事業「外国人材の職業紹介事業ガイダンス」も多くの事業者の参加を得て座学と演習を含めた総合的な講習会を展開しています。現在その実践を進めながら成果をとりまとめておりますが、貴協会員の皆様のご支援、ご協力を賜れば幸いと存じます。

結びに代えますが、巳の文字には、「産まれてくる」「将来・未来がある」などの意味があるそうで、蛇の脱皮のイメージから「復活と再生」を象徴する由。加えて、「巳」を「実」にかけて「実を結ぶ」年とも言われ、巳年は新しいことが始まり、豊穡の年となるといわれております。

この巳年、貴協会、会員の皆様のご健勝と事業の一層のご発展ご隆盛を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
理事 小野 俊一



全紹協会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

コロナ禍混迷の時を私達は必死になって乗り越えてきましたから今年こそ更なる飛躍の年にしようと、意気に燃えて新年をお迎えになられたことと存じます。

さて、国内においては政治の分野で自民党一強時代が崩壊し、この10年間置き去りにされた諸課題に、与野党が本質的な議論を戦わせ日本の未来を見据えた政策を一つずつ実行に移していかなければならない大切な年を迎えました。国民一人一人の所得を増やし生活を安定させ、経済循環を好転させて行く為に、所得税と年収の壁・社会保険制度の壁・物価高等生活の壁など、極めて重要な「壁」をどう解決していくのかが問われています。これらは人材ビジネスに取り組む私達全紹協にとっても重要な課題であるだけにしっかり推移を見ていかなければならないと思います。

また、紛争が続く国際情勢は、米国トランプ大統領政権のもとどの様な政策が実施されるのか、日本にどのような影響を及ぼすのか予断を許さない状況です。

私達は、政治の動向・国際情勢の動向をしっかり注視してこれからの日本の方向を見定めながら、全紹協事業の異なる充実をどうやって図っていくか、巳年の本年は「巳」の動きと同じように、じっくりとじっくりと実のある成果を上げていく年にしたいと思います。

全紹協事業への会員各位の格別のご協力とご高配をお願い申し上げます。

新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
理事 小林 克巳



明けましておめでとうございます。会員の皆様にはご健勝にて新しい年をお迎えのことと存じます。

2022年に端を発した新型コロナ騒動も、喉元過ぎれば何とやら、で過去の話のように感じるのは私だけではないと思います。確かに飲食店の客数はコロナ前に戻っていませんが（特に二次会や三次会）、ことインバウンドにおいては、政府観光局によれば昨年は過去最高の訪日外客数とのことです。繁華街や観光地を歩けば外国語が飛び交っているのは当たり前前の光景です。円安状況が拍車をかけていることもありますが、インバウンドにより観光サービス業が活気づくのは、我が国経済にとってはプラスであるでしょう。

一方、足下では人手が足りない、人件費が高騰している、利益が確保できない、といった悲鳴にも似た声が聞こえてきます。様々な業界で、売上の伸び悩みよりむしろ、人材難などの内部要因で業績を悪化させている傾向が見て取れます。

アフターコロナの現在においては、会社を活気づける有用な人材確保がどの業界におきましても最大の課題となっております。その意味で、本協会の会員皆様は販売に携わる求職者と求人者との間にあって、その円滑でスムーズなマッチングを図り、労働需給環境を向上させるという重大な責務を担われていると言えます。

本協会の会員皆様におかれましては、2025年におきましても販売に携わる皆様へのご支援を通じて消費者利益への貢献を図り、職業紹介事業の大いなる発展につなげていただくことをご期待申し上げます。

厚労省ニュース

職業紹介事業者の皆さまへ

紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります 令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

(1) 令和6年度に徴収した紹介手数料の実績(※)を、「人材サービス総合サイト」に掲載してください ※ 職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率を算出。

公開の対象となる職種は、常用就職(*)の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合は、掲載は不要です。

(*)常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに、

$$\frac{\text{求人者から徴収した手数料の総額(常用就職全件分)}}{\text{求職者の予定年収の総額(常用就職全件分)}}$$

で算出し、小数点第2位で四捨五入してください。

定額制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができます。なお、定額以外でも手数料を徴収している場合(定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合)は、平均手数料率を算出願います。

「令和6年度職業紹介事業報告」の提出後、速やかに「人材サービス総合サイト」に掲載してください(「令和7年度職業紹介事業報告」以降も同様に掲載してください)。

(2) 違約金規約を設けている場合、令和7年4月1日以降に求人者から求人の申込みがあった際には、明示をお願いします。

これまでは

取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、求人者の情報や求職者の個人情報の取扱に関する事項、返戻金制度に関する事項の明示が義務となっています。



今後は加えて

求人者に対する違約金規約を設けている場合には、規約の明示もお願いします。その際には違約金の額、違約金が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容(*)について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示してください。

(*)本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や、利用契約の更新に関するルールも含まれます。

よくあるお問い合わせ

(手数料実績開示)

Q.手数料率実績の公開について、過去の年度(令和5年度職業紹介事業報告以前)や実績が多い上位5職種以外の職種については公開する必要はないでしょうか。

A.公開義務があるのは、直近年度であり、常用就職の実績が多い上位5職種のみです。

なお、常用就職の実績が10件以下の場合は掲載不要です。

(違約金明示)

Q.令和7年3月31日までに求人の申込みがあった求人者に対しても、違約金や解除方法を含む契約内容を分かりやすく明示する必要がありますでしょうか。

A.令和7年3月31日までは改正指針の内容は適用されません。ただし、後々に求人者とトラブルにならないよう、改正指針の趣旨を踏まえ対応するようお願いいたします。

Q.求人者に対して利用規約等を書面で見せるだけでは明示として不十分でしょうか。また、ホームページに掲載することで明示することになりますか。

A.利用規約等について求人者に対して見せた文面と同じものを、契約締結後に求人者が確認できる必要があります。求人者の手元に規約等が残るなど再読できる状態にあることが重要です。例えば、職業紹介事業者が求人者に対し、①単にホームページの該当箇所を教示する、②ホームページ上で規約自体をスクロールで確認させ、同意ボタンを押させる、といった方法のみでは、求人者が同一文面を再読できない可能性があり、後々のトラブルの原因となるおそれがあることから、適切な方法で明示しているとはいえません。

違約金等について、対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面を手交し、非対面での説明の場合は、同様の書面を郵送又は電子メールで送付するといった手法を基本とします。それ以外の手法であってもこれと同等の効果をもたらすものといえる手法を用いて行ってください。

Q.「違約金」とは具体的に何を指すのでしょうか。

A.「違約金」といった名称はあくまで例示であり、事業の利用に関連して求人者が負担する金銭についてはあらかじめ誤解が生じないよう全て明示してください。

Q.明示対象となる金銭の具体的な金額があらかじめ定まっていなかった場合には、どのように示せばいいでしょうか。

A.算定方法等を示すことにより、求人者が想定していない請求を受けることがないように分かりやすく明示願います。

Q.「解除方法」とは何の解除方法でしょうか。

A.サービスの利用に関する契約の解除方法を指します。

詳細は、都道府県労働局需給調整事業課室までお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017
青森	需給調整事業室	017-721-2000	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
山形	需給調整事業室	023-676-4618	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
福島	需給調整事業室	024-529-5746	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高知	職業安定課	088-885-6051
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

厚労省ニュース

事業主・労働者の皆さまへ

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されました

65歳までの雇用確保
(義務)



70歳までの就業確保
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

これまでの高年齢者雇用安定法 ～65歳までの雇用確保（義務）～

- **60歳未満の定年禁止**（高年齢者雇用安定法第8条）
事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。
- **65歳までの雇用確保措置**（高年齢者雇用安定法第9条）
定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。
 - ① 65歳までの定年引き上げ
 - ② 定年制の廃止
 - ③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）を導入
継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」です。
 - ※ 平成25年4月1日までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年3月31日までに段階的に引き上げなければなりません（平成24年度改正法の経過措置）。



改正のポイント ～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる**努力義務**を新設。（令和3年4月1日施行）

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業



厚生労働省・福岡労働局・ハローワーク

再就職援助措置等について（高齢者等が離職する場合）

再就職援助措置（努力義務）

事業主は、高齢者が再就職を希望するときは、
 (ア) 求職活動に対する経済的支援
 (イ) 求人の開拓、求人情報の収集・提供、再就職のあっせん
 (ウ) 再就職に資する教育訓練等の実施、受講のあっせん等
 を講じるよう努めることとされています。

多数離職届（義務）

事業主は、高齢者が同一の事業所において、**1ヶ月以内に5人以上の高齢者等が解雇等により離職する場合は、離職者数や当該高齢者等に関する情報等をハローワークに届け出**なければなりません。

求職活動支援書（義務）

事業主は、高齢者が希望するときは、速やかに次の事項を記載した「求職活動支援書」を作成し、**本人に交付**しなければなりません。

求職活動支援書に記載する事項：

- (ア) 氏名・年齢・性別
- (イ) 離職予定日（離職予定日が未定の場合はその時期）
- (ウ) 職務の経歴（従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項等）
- (エ) 有する資格・免許・受講した講習
- (オ) 有する技能・知識・その他の職業能力に関する事項
- (カ) その他の再就職に資する事項

※解雇等の離職理由は記載しません。

詳細はこちらのQRコードをご覧ください。→



お問合せ先 福岡労働局職業対策課（092-434-9807）又は最寄りのハローワークへお尋ねください。

	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
福岡地域	ハローワーク 福岡中央	〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609	092-711-1192
	ハローワーク 福岡東	〒813-8609 福岡市東区千早6-1-1	092-672-8609	092-672-3000
	ハローワーク 福岡南	〒816-8577 春日市春日公園3-2	092-513-8609	092-574-6554
	ハローワーク 福岡西	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092-881-8609	092-883-5871
北九州地域	ハローワーク 八幡	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093-622-5566	093-622-3144
	ハローワーク 小倉	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609	093-941-8631
	ハローワーク 行橋	〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47	0930-25-8609	0930-23-8198
筑後地域	ハローワーク 大牟田	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551	0944-54-1540
	ハローワーク 久留米	〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	0942-35-8609	0942-33-6526
	ハローワーク 八女	〒834-0023 八女市馬場514-3	0943-23-6188	0943-24-5597
	ハローワーク 朝倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3	0946-22-8609	0946-23-1359
筑豊地域	ハローワーク 飯塚	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609	0948-28-7599
	ハローワーク 直方	〒822-0002 直方市大字頓野3334-5	0949-22-8609	0949-24-2332
	ハローワーク 田川	〒826-8609 田川市弓削田184-1	0947-44-8609	0947-46-1729

助成金について（65歳超雇用推進助成金）

65歳超継続雇用促進コース〔令和4年4月1日以降の申請分〕

高齢者の安定した雇用の確保のため、65歳以上への定年の引き上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。

※ 詳細は、**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部(TEL092-718-1310)**へお問合せください。

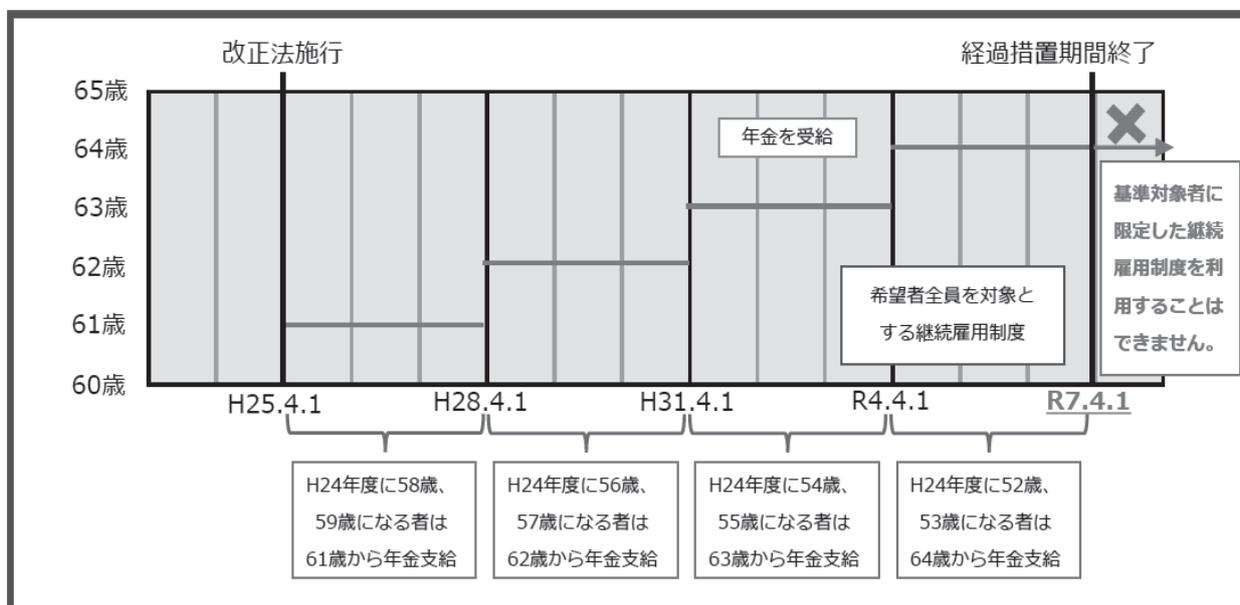
厚労省ニュース

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

経過措置期間は2025年3月31日までです
4月1日以降は別の措置により、
高齢者雇用確保措置を講じる必要があります

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

■ 経過措置の流れ



2025(令和7)年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置※として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※ 高齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

◆ ご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



都道府県労働局・ハローワーク

LL06322高01

令和6年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】 ^(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日 ^(※2)
北海道	B	50	1010 (960)	50	±0	2024年10月1日
青森	C	50	953 (898)	55	+5	2024年10月5日
岩手	C	50	952 (893)	59	+9	2024年10月27日
宮城	B	50	973 (923)	50	±0	2024年10月1日
秋田	C	50	951 (897)	54	+4	2024年10月1日
山形	C	50	955 (900)	55	+5	2024年10月19日
福島	B	50	955 (900)	55	+5	2024年10月5日
茨城	B	50	1005 (953)	52	+2	2024年10月1日
栃木	B	50	1004 (954)	50	±0	2024年10月1日
群馬	B	50	985 (935)	50	±0	2024年10月4日
埼玉	A	50	1078 (1028)	50	±0	2024年10月1日
千葉	A	50	1076 (1026)	50	±0	2024年10月1日
東京	A	50	1163 (1113)	50	±0	2024年10月1日
神奈川	A	50	1162 (1112)	50	±0	2024年10月1日
新潟	B	50	985 (931)	54	+4	2024年10月1日
富山	B	50	998 (948)	50	±0	2024年10月1日
石川	B	50	984 (933)	51	+1	2024年10月5日
福井	B	50	984 (931)	53	+3	2024年10月5日
山梨	B	50	988 (938)	50	±0	2024年10月1日
長野	B	50	998 (948)	50	±0	2024年10月1日
岐阜	B	50	1001 (950)	51	+1	2024年10月1日
静岡	B	50	1034 (984)	50	±0	2024年10月1日
愛知	A	50	1077 (1027)	50	±0	2024年10月1日
三重	B	50	1023 (973)	50	±0	2024年10月1日
滋賀	B	50	1017 (967)	50	±0	2024年10月1日
京都	B	50	1058 (1008)	50	±0	2024年10月1日
大阪	A	50	1114 (1064)	50	±0	2024年10月1日
兵庫	B	50	1052 (1001)	51	+1	2024年10月1日
奈良	B	50	986 (936)	50	±0	2024年10月1日
和歌山	B	50	980 (929)	51	+1	2024年10月1日
鳥取	C	50	957 (900)	57	+7	2024年10月5日
島根	B	50	962 (904)	58	+8	2024年10月12日
岡山	B	50	982 (932)	50	±0	2024年10月2日
広島	B	50	1020 (970)	50	±0	2024年10月1日
山口	B	50	979 (928)	51	+1	2024年10月1日
徳島	B	50	980 (896)	84	+34	2024年11月1日
香川	B	50	970 (918)	52	+2	2024年10月2日
愛媛	B	50	956 (897)	59	+9	2024年10月13日
高知	C	50	952 (897)	55	+5	2024年10月9日
福岡	B	50	992 (941)	51	+1	2024年10月5日
佐賀	C	50	956 (900)	56	+6	2024年10月17日
長崎	C	50	953 (898)	55	+5	2024年10月12日
熊本	C	50	952 (898)	54	+4	2024年10月5日
大分	C	50	954 (899)	55	+5	2024年10月5日
宮崎	C	50	952 (897)	55	+5	2024年10月5日
鹿児島	C	50	953 (897)	56	+6	2024年10月5日
沖縄	C	50	952 (896)	56	+6	2024年10月9日
全国加重平均			1055 (1004)	51	+1	—

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和6年度 従事者研修会 実施報告

関西連絡会 会長 牧野 伸男

今年度の関西での従事者研修会は、8月29日(木)に大阪のエルおおさかにて実施致しました。受講者は会場でのリアル受講者4名、リモート受講者5名の計9名でした。

この日は、台風の影響で新幹線が運休になったため、関東から来阪予定の小金井会長、吉備専務理事、2講義目の講師ましの先生が来られずに、1講義のみに変更となりました。

大阪労働局の山本 雄大 需給調整指導官より「適正な事業運営について」というテーマのもと、実際に行った指導事例、必要帳簿類の内容の丁寧な説明がありました。

また令和6年4月1日施行の改正職業安定法の内容についての詳しい説明もして頂き、参加者は大変勉強になったと思います。

来年以降も、多くの従事者の方々の参加をお待ちしております。

関東連絡会 会長 吉備 義和

去る9月3日(火)、京橋のトレジャーリンク会議室にて関東連絡会主催の令和6年度従事者研修会が開催されました。

第1講目は東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課 課長補佐 竹内典子氏による「適正な事業運営について」と題して、最近の法改正内容と指導事例についてのご講義をいただきました。いずれも受講して初めて知る内容も多く、意義あるご講義でした。

第2講目は、昨年度に続き言葉こころ所作研究所のましのせつこ所長による言葉使いや所作など、ともすると雑になりがちなことをロール



プレイやワークを織り交ぜながら、改善すべき点をご指導いただきました。電話対応や売場に出向いて売場のご担当者や求人者の皆様にご挨拶する機会の多い従事者にとって、自分や自社の印象を良くするスキルをご伝授いただきました。

東海連絡会 株式会社 協和ビジネス 大橋 いつ代

今回は「上質な言葉磨き」を株式会社言葉こころ所作研究所のましのせつこ氏を講師にお迎えして受講いたしました。

数年前と比べコロナは落ち着いてきたように感じますが、まだまだマスクをつける人も多く、表情が見えづらい中でご挨拶を交わす場面も多いと思います。その中でも普段気を付けているようでも出来ていないことがありましたので、受講した内容をもとに今後は積極的に実践してみたいと思います。

今回の研修は自分自身の成長にとって大変に有意義なものでした。

参加の機会を頂戴し、誠にありがとうございました。

九州連絡会 株式会社 西日本キャロット
松尾 彩香

ニュースで企業が人手不足と聞いており求職者は売り手市場であると思っておりましたが、福岡労働局 担当官による事業運営の説明では、具体的な数字を交えて詳しく説明をしていただきましたので、業界全体の状況をより詳しく理解できました。また、有料職業紹介事業における注意事項も具体的なNGパターンを挙げて

いただき、それに対する確認方法・対処方法まで教えていただきましたので、現在の業務の中でのチェックポイントがよく理解できました。

上質な言葉磨きの研修では、間違った丁寧語の使い方をしていることに気がつきました。言葉は心を映すものであり、求人者様、求職者様、日頃お仕事をしてくださっているスタッフの皆様にもより感じの良い言葉使いで感謝を込めて対応したいと思います。日々の業務に係る方々に期待以上のサービスや対応ができるよう精進し、心地の良い言葉と発音で弊社のファンを増やしていきたいと思っています。

【従事者研修会】日程表

地区	開催日	開催時間	会場	出席者数
九州連絡会	9月13日(金)	13時～17時	JR博多シティ 10階会議室 I + J	8名(リアル8名)
関西連絡会	8月29日(木)	13時～17時	エルおおさか 本館5階 研修室1	9名(リアル4名・リモート5名)
東海連絡会	9月 5日(木)	13時～17時	ウインクあいち 1801号室	13名(リアル7名・リモート6名)
関東連絡会	9月 3日(火)	13時～17時	トレジャーリンク会議室	12名(リアル8名・リモート4名)

【従事者研修会】プログラム

時間	内容	担当
13:00～13:10	受 付	各連絡会担当者
13:10～13:15	オリエンテーション	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 担当者
	開 講 挨 拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 会長 小金井 敬
13:15～14:30	「適正な事業運営について」	各地区労働局 職業安定部 需給調整課 担当官
14:30～14:40	休 憩	
14:40～16:10	「上質な言葉磨き」 ～顧客が、ファンに変わる コミュニケーションと心理学～	株式会社 言葉こころ所作研究所 代表取締役 ましの せつこ 氏
16:10～16:15	閉 講 挨 拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連絡会担当者

※プログラムは連絡会により時間・内容が異なります。

令和6年度 販売技術促進講座 実施報告

関西連絡会 会長 牧野 伸男

令和6年度の関西での販売技術促進講座は、令和6年8月8日（木）に大阪市のエルおおさかにて、リアル受講者9名での実施となりました。

1 講義日は、株式会社ライズの藤重 知子氏を講師に迎え、「心をつかむ笑顔と声と話し方」というテーマのもと、受講者自身で考え、発表したりしながら様々なワークをする楽しい研修でした。

2 講義日は、ALLURE代表の山下 真知子氏を講師に迎え、「接客マインドアップ・スキルアップ研修」というテーマで、受講者それぞれの勤務場所、取扱商品を考慮しての具体的な言葉の選び方、接客例の勉強をしました。

両講義ともに、グループワークを織り交ぜての講義で、明日からすぐに使える研修だったと思います。



九州連絡会 株式会社 西日本キャロット
龍 留美

先生方がとても丁寧に、聞き取りやすく話し



てくださり、よく理解できました。

① 心をつかむ笑顔と声と話し方

顔、声、心と、笑顔で明るく良い言葉を使うことについては、安心、場が和む、自分自身に余裕ができる等、接客以外でも自分のためになることだと改めて思います。意識を持って、今後に活かしていきます。

② 接客マインドアップ、スキルアップ

言葉の使い方ひとつで、大きく印象が変わることを実感しました。いかに相手に寄り添うことができるか、お客様に幸せになっていただき、自分も幸せになるのは、とても素晴らしいことだと思いました。無意識のうちにしていたことが、「ああ、これで良いのだ」「こうすればもっとつたわるのだ」と、いろいろ勉強になりました。今後の仕事が楽しみです。来年もぜひ受講したいと思います。

関東連絡会 会長 吉備 義和

去る9月18日（水）に京橋のトレジャーリンク会議室にて、関東連絡会主催の販売技術促進講座が開催されました。当日はリアルでの受講

者が10名、リモートでの受講者が16名と合計26名の受講者を得て、たいへん有意義な研修会となりました。

第1講目の講師の山下真知子先生は、講義終了後に病院に直行し、ひざの手術を受けるという状況の中、いつもにも増して熱のこもった講義をして下さいました。

第2講目の講師の藤重知子先生の講義内容も、例年よりもブラッシュアップ、パワーアップしており、事務局として毎年参加している私にとっても、新たな気付きを与えてくれる素晴らしい講義でした。

関東連絡会の皆さまには、来年度はぜひ受講



していただき、登録されているマネキンさんに一人でも多く受講していただきたいと感じた次第です。

【販売技術促進講座】日程表

地区	開催日	開催時間	会場	出席者数
九州連絡会	8月22日(木)	13時～17時	JR博多シティ 9階会議室4	17名(リアル11名・リモート6名)
関西連絡会	8月 8日(木)	13時～17時	エルおおさか 南館7階 南71	9名(リアル9名)
関東連絡会	9月18日(水)	13時～17時	トレジャーリンク会議室	26名(リアル10名・リモート16名)

【販売技術促進講座】プログラム

時間	内容	担当
13:00～13:10	受付	各連絡会担当者
13:10～13:15	オリエンテーション	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 担当者
	開講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 教育福祉事業部長 吉備 義和
13:15～14:45	「心をつかむ笑顔と声と話し方」	株式会社 ライズ 藤重 知子 氏
14:45～15:00	休憩	
15:00～16:30	「接客カマインドアップ・スキルアップ研修」	ALLURE代表 接遇コンサルタント 山下 真知子 氏
16:30～16:35	閉講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連絡会担当者

※プログラムは連絡会により時間・内容が異なります。

2025年度 全紹協求人サイト 新料金PLAN

期間：2024年11月1日～2025年10月31日

■月 額

プラン	求人掲載管理システム 利用料金	広告運用費用	合計費用
プラン1	¥15,000	¥18,000	¥33,000
プラン2		¥20,000	¥35,000
プラン3		¥22,000	¥37,000
プラン4		¥24,000	¥39,000
プラン5		¥26,000	¥41,000
プラン6		¥28,000	¥43,000
プラン7		¥30,000	¥45,000
従来料金			¥11,083

■年 額

プラン	求人掲載管理システム 利用料金	広告運用費用	合計費用
プラン1	¥180,000	¥216,000	¥396,000
プラン2		¥240,000	¥420,000
プラン3		¥264,000	¥444,000
プラン4		¥288,000	¥468,000
プラン5		¥312,000	¥492,000
プラン6		¥336,000	¥516,000
プラン7		¥360,000	¥540,000
従来料金			¥133,000

※従来料金は継続の九州エリア料金を記載しています。

- ・別途消費税が加算されます。
- ・お支払いは、年間一括、半年毎2分割から選択頂けます。
- ・期間途中からの申し込みが可能です。
- ・単月で広告運用費用の増額が可能です。(集中的に求人を増やしたい際に有効)

● 昨年からの変更点

- ・各社毎のアカウントで、WEB上の求人ページが掲載されます。(昨年までは全会員同アカウントで掲載)
※indeed規定の変更に対応する為に、対策を行いました。

● メリット・特徴

- ・掲載枠数が無制限。
- ・求人情報が、自社アカウントURLで、インターネット上にアップされる。(HPからリンクを飛ばすなど有効活用可能)
- ・自社のindeedレポートがサイトから確認出来る。(求人原稿の効果検証が出来る。)
- ・有効な原稿制作情報などを共有する勉強会に、参加出来る。(適時開催：目安として月1回開催)
- ・応募者情報を一元的に、収集・管理出来る。

全紹協求人サイト 外販のご案内

この度、全紹協の会員様向けにサービス提供させて頂いている全紹協求人サイトにおいて、会員の皆様に代理店として販売して頂くことの出来る外販サービスの展開を開始いたします。会員様の紹介事業に、プラスαの売上を目指して頂けるサービスメニューとなります。以下に詳細をご案内させて頂きます。改めて説明会を実施させて頂きます。

● 販売商品・サービス：全紹協求人サイト

正式システム名：CRS（CLOUD RECRUITMENT SYSTEM）

※作成した求人原稿は、indeed・求人BOXなど、オーガニック枠（無料枠）へ自動掲載されます。

※一般的にATS（Applicant Tracking System：採用管理システム）と呼ばれるシステムです。求人サイト掲載システムと連携して、企業が求人情報を効率的に管理し、求職者の応募プロセスを簡素化するためのツールです。ATSは主に企業の採用業務の効率化と、採用担当者が適切な人材をスムーズに見つけるサポートを目的としています。

● システム画面サンプル

・管理画面



・求人原稿画面



● 販売価格について：

プラン	料金（月額）	MEMO
利用料金	30,000円／月	原稿数無制限
原稿作成	5,000円／原稿	自社での作成も可
indeed広告費用	1口 10,000円	無制限

※月間1日～末日 毎月20日までに掲載停止ご連絡がない場合は、自動更新

● レベニューシェア（利益共有）について：

後日開催する説明会にて、ご案内させて頂きます。

令和6年度

意見交換会 京都

の実施報告

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
副会長 牧野 伸男

昨年の横浜開催に続きまして当協会恒例行事の令和6年度の意見交換会は、関西の京都府京都市にて、10月4日（金）に開催いたしました。

今回は、会員さんからの提案もあり、初めてオンライン参加も受け付け、京都での実地参加者18名、オンライン参加者4名の合計22名での実施となりました。

まず初めに小金井会長の挨拶の後、関西連絡会の副会長でもある岡野常務理事の司会・進行のもと、活発な意見交換がスタートしました。

例年通り、参加者全員の自己紹介を兼ねた現況報告から始まり、今回はオンライン参加者から順番に自社の現状や特徴、また課題や問題点などが語られました。その中で、自社とは違う取り組み等に対しては各会員から様々な質問が寄せられ新しい気づきがあったと思います。

次に、全紹協の今後について、会員減少の中、どのように協会を運営していくべきか等、ディスカッションが重ねられました。

15分ほどの休憩の後、後継者問題を含めた事業継承について、事業所のM&Aの経験がある会員からの実例を聞き各会員の考えや、今後の見通しが話し合われました。また11月からの求人サイトについての説明と、会員事業者の2社で構築した人材紹介、派遣、請負等をカバーしたシステムのお知らせがあり、あっという間の3時間半でした。

意見交換会終了後は、実地参加者だけではなく、場所を移しての懇親会が行われ、食事を楽しみながらとても和やかな雰囲気の中、会員同士が親睦をあたためました。

参加会員からは、今年も、自社に持ち帰って、事業運営に役立つ情報も得られましたし、同じ悩みを持つ同業者の皆様と顔を合わせ話すだけでも意義があるというありがたい意見も頂戴しました。

協会としましては引き続き今後も意見交換会を開催して、情報交換並びに、会員の親睦を図って参りますので、来年以降もより多くの方々のご参加をお待ちしております。



株式会社 日星 **近藤 法明**

京都にて意見交換会・お座敷遊びまで楽しく有意義に過ごさせて頂き、誠にありがとうございました。

今回は、事業継承という踏み込んだテーマとなりました。僭越ながら「継いだ側」の一人としては「誰に」は言うまでもなく、「持続可能な形にして」繋いでいくことが大事であろうかと思われます。

経営者という孤独な立場であるが故に、全紹協での繋がりは非常に心強く、また実務的にかげがえない情報を頂けるものと日々実感しております。知恵を出し合って助け合い、皆様と共にマネキン文化を残していけたらと考えておりますので、是非とも沢山の会員の皆様にご参加頂ければ幸いです。

今後共ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

パーソナル札幌 株式会社 **平野 理佳子**

10月4日に京都で開催された意見交換会に参加しました。私自身、意見交換会に出席するのは初めてになり、「どんな感じなんだろう？」と楽しみと緊張が混ざりあった心境でした。初めてお会いする協会の方が多く、同じ職業紹介を生業にしている方の意見や考えを直接聞けましたのは大変勉強になりました。札幌に戻り、交換させていただきました名刺を出してみました。新規登録者を募る厳しさや、ご依頼いただいても適時に紹介できないはがゆさの中で日々、仕事をしておりますが、同じような状況で全国で仕事をされている方々が、いらっしやると心強く思えました。

株式会社 白百合 **松尾 幸司**

まずは今回京都での意見交換会開催にあたり計画、準備、参加とご尽力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

私は今回初めてこの会に参加させていただいたのですが、普段なかなか接することのできない同業他社さんの現状に触れることが出来る大変貴重な機会でした。同じような問題、悩みを抱え、それぞれがそれぞれの方法で解決に向かっていく姿に勇気づけられました。今回皆様から得た知識や経験をプラスアルファに変えて、コロナの影響による課題も、それ以前からある慢性的な課題も、新たに生まれた課題も、解決に向け更に進んでいきたいと思っております。

今後とも何か機会がございましたらよろしくお願い致します。

株式会社 恵友トータルサポート

村山 千恵子

今回の会場である京都は、我が国を代表する観光

地の一つであります。駅構内は、国際色豊かな行きかう人々の波にあふれ、お土産店の方々は忙しそうに、丁寧に應對されている姿を目にしました。

新型コロナ以降、求人者様の事業展開も大きく変化し、コロナ禍を乗り越えた今、信じられないほどのスピードで過ぎ去っていく今日この頃です。以前からご活躍をいただいていた求職者の方々は、働くことを控えるようになってきました。求職者に社会復帰を促すため、現在社会的要求である賃金アップが必要と思えます。

以上のようなことを検討し、信頼性のある紹介事業を目指したいと実感した意見交換会でした。

有限会社 石丸 **中島 大輔**

地理的・経済的な要因で、今回の意見交換会には参加できないと考えておりましたところ、Zoomでの参加が可能とのお知らせがあり、参加させて頂く運びとなりました。

私どもはごく小規模な事業所ですが、全紹協のスケールメリットを活かした教育や、割安な業務システムの利用などの恩恵を受けられることに感謝しております。

直接お会いして、懇親会で親睦を深めることが叶わなかったのは残念ですが、現状を語り、将来にむけての意見交換をするという目的においては、Zoomでも十分に遂げられたと感じております。

今後、参加の難しい方は、Zoomでの参加も検討されると良いと思いました。



マネキン紹介事業に役立つQ&A

Q 1 : 職業紹介所等が交通費などを負担して、求職者に求人者の職場等を見学させてもよいか。
職業紹介所は求職者に求人案件を提供して内容を説明してきたのですが、言葉の説明だけではなく、求人者の職場などを実際に見てもらうことが非常に有効ではないかと考えています。そこで、必要な交通費等を、紹介所又は求人者が負担して実施したいと考えていますが、問題はないでしょうか。

A 2 : 職業紹介所は、求職者の能力に適合する職業を紹介できるよう務めなければなりませんし、かつ、求職者の希望に沿った職業としなければなりません。求職者には、既に豊富な職業経験を有し具体的な職業と業務レベルへの就業目標を持っている方から、職業経験に乏しく適合する職業を模索している方まで幅があります。こうしたなかで、紹介所は求人案件を提供して労働条件はもとより業務内容や労働環境などを説明するわけですが、前者の求職者は職場環境等をより詳しく知りたいと考えるでしょうし、後者の求職者は説明から受ける職業名等のイメージだけで適否を判断するおそれがあります。こうしたことを踏まえれば、提供した求人案件の職場などを実際に見学してもらうことが、マッチングのうえで非常に有効であり、求職者を勧誘するためではなく紹介の必要上有効と判断される場合には紹介所がこうした取り組みをしても問題はないと考えます。

(公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 より提供)

Q 2 : 請負事業の現場責任者の役割と偽装請負の関係について
有料職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業していますが、この度、知人の紹介である量販店の店内改装を請負うことになりました。その知人からは、改装工事を行う現場には責任者を置いた方がよいと言われていましたが、これはどういう意味でしょうか。

A 2 : 職業紹介事業や派遣事業を行っている方が、請負事業も行うことも多くみられますが、それぞれの事業に関する法令を遵守することが求められています。請負事業とは、注文主と約束して、ある仕事を完成させることをいい、請負事業者はこの完成に必要な労働者の確保と賃金の支払い、原材料の調達、業務の指揮命令、工程・安全管理など、全ての責任を担って取り組まなければなりません。

ご質問の件については、業務の指揮命令に関することと考えられます。前述のように、店内改装は、請負事業者の指揮命令のもとに行われ完成させなければなりません。注文主である量販店社員が直接店内改装に当たっての業務で請負事業者の労働者に指揮命令することがあれば、その実態は派遣事業となり、偽装請負という違法行為となります。したがって、請負事業者の指揮命令のもとに業務を遂行するために、注文主からの要望を調整し、労働者に指揮命令するための責任者を置いた方がよいと考えます。改装工事に従事する労働者に指揮命令できるのは、その労働者を雇用している請負事業者だけです。

(公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 より提供)

C 2 : マネキン紹介事業においても、店舗の販売業務運営を受託するケースがあると思います。
上記の例と同様に、偽装請負とならないように請け負った業務の完成のための業務一切を遂行することが求められます。

事務局だより

能登半島地震で被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げますと共に、
一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

◆ 退会

関東連絡会

株式会社 宮澤企画

宮澤 岳

令和6年9月30日

株式会社 エヌ・ティ豊島

西島 夏子

令和6年11月30日

電話問合せ件数と対応について

求人者より、マネキンさんの手配についてのお問合せの他、会員事業所より求人サイト更新についてのお問合せがありました。

	R6. 7月	8月	9月	10月	11月	計
協会会員	3		3	2	2	10
求人者	1	2	1	2		6
求職者		1	1			2
その他	1					1
計	5	3	5	4	2	19

編集後記

海外旅行者だけではなく日本人も活発に動くようになり、全国各地明るい兆しが見えていますね。
今年も健康第一で、明るい一年になりますように。

表紙の写真について

徳川家康と豊臣秀頼の会見や江戸幕府の終焉へとつながる大政奉還の表明など、
様々な歴史の舞台となった二条城。青空に映える二条城は圧巻でした。

全紹協求人サイト

マネキン・販売スタッフの求人なら全紹協求人サイト!!

全紹協求人サイトは、
公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会が
運営する求人サイトです。

- * リーズナブルな年間掲載料金
- * 求人件数制限無し
- * 求人範囲制限無し (全国で募集可)

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-7-1 ウィン神田807号室
電話03-3253-5775 FAX03-3253-5776 mail : info@zensyokyo.org

全紹協求人サイト料金表

従来料金と新料金プランとの併用になります。

■ 従来料金

	関東	関西	東海	北海道・東北	甲信越・北陸	中国・四国	九州・沖縄
会員料金 (税別)	¥300,000	¥270,000	¥240,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000
プライムステージ 利用料金年額	¥180,000	¥180,000	¥180,000	¥180,000	¥180,000	¥180,000	¥180,000
合計	¥480,000	¥450,000	¥420,000	¥390,000	¥390,000	¥390,000	¥390,000

■ 新料金プラン 下記 (①～⑦) からお選びください。

月間	年間 A	プライムステージ利用料金月額	年間 B	A+B	
¥18,000	¥216,000	¥15,000	¥180,000	¥396,000	①
¥20,000	¥240,000		¥180,000	¥420,000	②
¥22,000	¥264,000		¥180,000	¥444,000	③
¥24,000	¥288,000		¥180,000	¥468,000	④
¥26,000	¥312,000		¥180,000	¥492,000	⑤
¥28,000	¥336,000		¥180,000	¥516,000	⑥
¥30,000	¥360,000		¥180,000	¥540,000	⑦

※別途消費税が加算されます。

期間：1年間 (令和6年11月1日～令和7年10月31日)